

佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた

佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定書

(目的)

第1条 この協定は、佐賀県及び厚生労働省佐賀労働局（以下「佐賀労働局」という。）が、佐賀を支える「ひと」を創り、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出すことを目指し、それぞれの強みを生かしながら、相互に連携・協力して、「ひと」と地域産業とのマッチング促進や育成・定着に向けた雇用対策、及び県内の魅力ある職場づくりや、女性、若者、高齢者、障害者等あらゆる人材の多様な働き方を推進するための施策を総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的として締結する。

(取組事項等)

第2条 佐賀県及び佐賀労働局は、前条の目的を達成するため、定期的に雇用対策連絡調整会議を開催し、雇用情勢や地域の雇用対策に必要な情報等の情報提供・共有を図るとともに、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

(要請等)

第3条 佐賀県知事及び佐賀労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 県知事及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(人事交流等)

第4条 佐賀県及び佐賀労働局は、第1条の目的を達成するため、必要な範囲で、相互の人事交流及び職員研修を行うものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく取組において、佐賀県及び佐賀労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定める事項について疑義等が生じたときは、佐賀県及び佐賀労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年4月1日から効力を生じる。
- 2 平成24年8月30日付け「ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区の実施に関する協定書」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、佐賀県知事及び佐賀労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月17日

佐賀県知事

山口 祥義

厚生労働省佐賀労働局長

松井 清

佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定（概要） ～佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けて～

佐賀県の現状と課題 . . .

- ◆ 新規高卒者の県外就職が4割にのぼるなど、人口流出が深刻
- ◆ 従属人口指数（年少人口と老人人口の生産年齢人口に対する比率）が7割を超えてる
- ◆ 一方で雇用情勢の改善に伴い、県内企業の人材確保難が顕在化
- このままでは**労働力不足による地域の経済・産業基盤の成長発展への制約を招く**恐れが高い
- 潜在**労働力の掘り起し**や求職者の**資質・能力の向上**、企業側の**意識改革**や**環境・条件整備**が必要



課題解決に向けて . . .

佐賀県と佐賀労働局が地域の課題に対する**共通認識**を持ち、それぞれの強みを發揮し、**一体となって雇用対策を進めることが重要！**



《 地域問題の解決に向けた取組 》

- I. 産業育成・企業誘致
- II. 産業人材の確保
 - ・県内定着・還流
 - ・人材育成
- III. ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・魅力ある職場づくり
 - ・女性活躍



《 雇用のセーフティネットとしての取組 》

- I. 全国ネットワークによる職業紹介
 - ・就職に関する相談
 - ・職業紹介
 - ・企業訪問による求人開拓
 - ・各種セミナー・就職面接会の開催 など
- II. 雇用保険制度の運営
- III. 雇用対策
 - ・障害者の達成指導
 - ・雇用関係助成金の支給 など

包括的連携協定

《 一体となった総合的な雇用対策 》

- 多様な人材に対する就職支援
- 人材確保・育成
- 働き方改革 etc

包括的連携協定に基づき毎年度事業計画を策定の上、
一体となった総合的な雇用対策を展開

連携・協力して推進する取組（3つの柱） 《平成29年度事業計画より》

《取組の柱》

I. 多様な人材に対する就職支援

- 1 若者に対する就職支援
- 2 子育て世代に対する就職支援
- 3 高年齢者に対する就労支援
- 4 障害者等に対する就労支援
- 5 生活困窮者等に対する就労支援 等

《具体的な取り組み内容（一例）》

- 1 「ユメタネ」におけるきめ細かな就職支援
 - ・就職困難者に対するチーム支援
- 2 ライフ・ステージに対応した就職支援
 - ・マザーズコーナーにおける担当者制による就職支援
- 3 高年齢者と県内企業のマッチング支援
 - ・高年齢者を対象とした合同企業説明会の開催
- 4 障害者の雇用促進に係る連携・協力
 - ・障害者就職面接会の開催
- 5 福祉事務所等と連携したチーム支援
 - ・福祉事務所等とハローワークによるチーム支援

II. 佐賀を支える産業の人材確保・育成

- 1 学生の県内定着及び人材還流促進
- 2 ものづくり・IT・起業家人材の育成
- 3 職業能力開発の促進
- 4 医療・介護・保育等分野の
人材確保・育成 等

- 1 新規学卒者等の県内就職の促進
 - ・新規学卒者等に対する県内就職意欲の向上
- 2 起業家人材の創出
 - ・県内高校生によるビジネスプランの作成及び
県内企業・起業支援者等による支援
- 3 地域ニーズを踏まえた計画的な職業訓練の確保
 - ・産学官地域コンソーシアムによる訓練コースの開発等
- 4 福祉分野の人材確保及び就職支援
 - ・福祉人材合同就職面接会の開催

III. 働き方改革

- 1 魅力ある職場づくりのための支援
- 2 女性の活躍推進

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・仕事と育児や介護との両立支援対策の推進
- 2 女性の活躍のための環境づくりの推進
 - ・先進事例の把握及びその周知広報、各種セミナーの共催

佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環の実現

佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた
佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定
平成 29 年度事業計画

佐賀県（以下「県」という。）と佐賀労働局（以下「労働局」という。）は、平成 29 年 3 月 17 日に締結した「佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定（仮称）」（以下「協定」という）に基づき、平成 29 年度に実施する事業について、次のとおり事業計画を定める。

第 1 現状と課題

平成 27 年国勢調査によると、我が国の人口は、1 億 2,709 万 5 千人（H27.10.1 現在）と、大正 9 年の調査開始以来、初めての減少（平成 22 年調査時より 96 万 3 千人減）となっており、本格的な人口減少社会の到来が見込まれている。

これに先立ち、佐賀県では平成 12 年調査以来、既に 4 期連続で人口減となっている。また、年少人口割合（14.02%）は全国平均 12.64% を上回っており、全国順位は沖縄県（17.44%）、滋賀県（14.54%）に次いで 3 位となっている一方、生産年齢人口割合（58.30%）は全国平均 60.72% を下回り、全国 26 位、老人人口割合（高齢化率）（27.68%）は全国平均 26.64% を上回り、全国 31 位となっている。年少人口の高さは総人口を支える潜在的な力であり、佐賀県の強みだが、反面、生産年齢人口が少ないとからも分かるように、就業が主な要因と思われる都市部等への人口流出傾向が強いのも事実である。この結果、高齢化の進展も相まって従属人口指数は 7 割を超え、労働力の面からの生産活動の停滞や社会保障コストの増大等が憂慮される状況にある。

このような中、佐賀県内の雇用情勢を見ると、新規求職者数は年間を通じて減少傾向となっている一方、新規求人数は人手不足の建設業、卸売業、小売業、医療・福祉業を中心に増加傾向で推移している。この結果、有効求人倍率は平成 27 年 12 月に 1 倍台に達した（23 年 5 カ月ぶり）以降、高水準で推移し、平成 29 年 1 月には統計開始以来、過去最高となる 1.19 倍となった。

このように、県内の雇用情勢は総じて改善傾向にあるため、今後、就職支援の側では、量よりも質、例えばより良質な雇用機会の開拓・確保やマッチング、あるいは若年層などに対する定着支援や多様な求職者に対する就労機会の提供などにより重きを置く必要がある。他方、企業側からみれば人材確保難を顕在化させつつあるが、このことは単に短期の景況要因のみならず、少子高齢化の進展や本県がもともと、国内における都市部へのいわば「人材の輩出・供給拠点」となってきたことも背景にした若者の根強い県外流出傾向など構造要因も相まって深刻化しかねない懸念があり、労働力不足による地域の経済・産業基盤の成長・発展への制約を招くことのないよう、対

応していく必要がある。さらに、こうした状況下での潜在労働力の掘り起しといった観点と、ITなどテクノロジーの発達なども背景にした雇用機会・就業形態そのものの変化といった観点の両面から、個々人のニーズや状況に応じた多様な働き方が可能になるよう、企業側の意識改革や環境・条件整備及び求職者側の資質能力の向上などを啓発・支援等していく必要がある。

これらについては、これまで県及び労働局が連携して各種施策を講じてきたところであるが、平成29年度においては、協定に基づき、県内情勢を踏まえた課題解決に向け、双方がさらなる共通理解を深め、下記の取組等を総合的、効果的かつ一体的に推進する。

第2 連携・協力して推進する取組等

I 多様な人材への就職支援

1 若者に対する就職支援

新卒者・既卒者の就職支援を強化するとともに、フリーター等に対する正規雇用の実現及び職場定着に向けた支援等を推進することにより、将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に發揮できるよう各種支援を実施する。

(1) 新規学卒者等の県内就職の促進

新規学卒者等については我が国及び佐賀県の将来を担う基盤となる人材であることから、学校をはじめとした関係機関とも連携の上、新規学卒者等の県内就職の促進の取り組みを積極的に実施する。

【連携して実施する取組】

- ア 経済四団体に対する新規高卒求人の早期提出要請
- イ 新規高卒者就職面接会の開催・・必要な場合
- ウ 企業説明会・面接会等の県内における効果的な開催
 - (開催時期、地域、内容（対象や規模等）に係る開催計画の調整)
- エ 校内企業説明会の開催支援

【県が実施する取組】

- ア 高校生の県内就職促進に向けた産業人材確保緊急支援事業の実施
《指 標》 県内高校生の県内就職者数： 1,658 人
- イ 産業人材確保プロジェクトの拡充と推進（推進会議の開催、就活支援情報サイト「さが就活ナビ」による県内企業紹介、県内外での企業説明会の開催、インターンシップの推進等）
- ウ さが就活ナビへのプレ登録や大学連携等による大学等進学後の情報発信強化
- エ 新規学卒者等に対する県内就職意欲を向上させるための事業

【国が実施する取組】

- ア 佐賀新卒者等就職応援本部会議の開催
- イ 未就職卒業生に対する個別支援

(2) 「ユメタネ」におけるきめ細かな就職支援

ユメタネ（ヤングハローワーク SAGA、ジョブカフェ SAGA 及びさが若者サポートステーションの3施設総称の愛称）において、若者への個々の状況に応じた就職準備から職場定着までの総合的な就職支援を実施するとともに、県内企業を支える人材の確保・定着を支援する。

【連携して実施する取組】

- ア ジョブカフェ SAGA とヤングハローワーク SAGA における、「ユメタネの一
体的運営等に係る個人情報保護に関する協定書」(平成26年11月締結)に基づく、
ユメタネ登録から就職までのワンストップ支援
 - 《指 標》 正社員就職者数： 1,350 人
- イ 就職困難者等に対するチームによる支援
- ウ 就職応援セミナーの実施
- エ 職場定着支援
- オ 学校等に対する巡回相談、中退者や就職未内定生徒・学生への個別支援

【県が実施する取組】

県内企業の魅力発信及び人材確保・育成を図るための支援

【国が実施する取組】

職業訓練相談窓口における助言・指導

(3) 若者や正社員を希望する非正規雇用労働者の正社員転換へ向けた支援

若者や非正規労働者が正社員として働きたいという希望を実現し、その能力を十分に發揮できるよう「佐賀県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づく正社員転換等に向けた各種取組を実施する。

【国が実施する取組】

- ア 「佐賀県正社員転換・待遇改善実現プラン」の実施
- イ ハローワークによる正社員就職の促進
 - 《指 標》 正社員求人数： 29,797 人
 - 《指 標》 正社員就職件数： 7,670 件
- ウ 「キャリアアップ助成金」、「トライアル雇用奨励金」及び「3年以内既卒者等採用定着奨励金」を活用した正社員への就職促進
- エ ユースエール認定企業及び若者応援宣言企業と若者とのマッチング促進

2 子育て世代に対する就職支援

子育て世代の在職中の就労継続・転職、就職を希望しながら仕事と子育て等との両立への不安などの理由により求職活動を行っていない女性等の就職活動を後押しするため、状況に応じた各種支援を実施する。

(1) ライフ・ステージに対応した就職支援の実施

育児休業給付の利用促進や就職する際に必要なマナー講習、仕事と育児等との両立のためのセミナー、保育関連情報の説明会の開催などの支援を行う。

【県が実施する取組】

子育てをしながら就職を希望する女性への支援

(佐賀県子育て世代就活サポート事業による「子育て世代就活フェスタ」の開催)

【国が実施する取組】

ア 育児休業給付の活用による就労継続に向けた支援

イ 転職希望者や就職希望者のニーズを踏まえた求人の確保及び担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、職業訓練のあっせん

《指 標》 マザーズコーナーにおける担当者制による就職支援を受けた

重点支援対象者の就職率： 89.4%以上

ウ トライアル雇用奨励金の活用による常用就職に向けた支援

エ 託児付き就職支援セミナー（マザーズセミナー）の実施

オ 子育てを応援する関係機関との連携による保育関連情報の収集・提供

カ 保育行政との連携による地域の保育サービスに係る説明会の実施

キ 子育て世代就活フェスタへのハローワーク職員派遣などの協力・援助

3 高年齢者に対する就労支援

少子高齢化の進行で、人口構造が大きく変化する中、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、企業における高年齢者の雇用の促進や高年齢者の再就職の促進、その他ニーズに応じた多様な働き方への支援に取り組む。

(1) 高年齢者の雇用安定の確保、再就職促進

高齢者が年齢にかかわりなく、それぞれの意思と能力に応じ、仕事、ボランティア活動等、活躍し続けることができる社会の実現のための取組を推進する。

【県が実施する取組】

九州・山口 70 歳現役社会推進協議会（九州・山口が一体となって豊かな長寿社会のモデルとなる「70歳現役社会」の実現に向けた協議の場）における取組の推進

【国が実施する取組】

- ア 生涯現役支援窓口等における就職希望者のニーズを踏まえた求人の確保及び担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、職業訓練のあっせん
《指 標》 生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数：62件
- イ 高年齢者雇用確保措置（定年の定めの廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置）未実施企業への指導
《指 標》 指導企業数：全未実施企業

(2) シルバー人材センターの活用促進

高年齢者の多様な働き方を支援するため、シルバー人材センターの育成・援助を図り、シルバー人材センター事業を推進する。

【連携して実施する取組】

シルバー人材センター事業への支援

(3) 高年齢者と県内企業とのマッチング支援

経験豊かな高年齢者を活用した県内企業の人材確保を行うため、高年齢者と企業とのマッチング事業を推進する。

【県が実施する取組】

- ア 佐賀県のしごと相談室による、知識や技術を持つ高年齢者と県内企業とのマッチング支援（就職情報サイト「さがUターンナビ」でのマッチングを含む）
- イ 高年齢者を対象とした合同企業説明会の開催

【国が実施する取組】

- ア 生涯現役支援窓口等における高年齢者の再就職に向けた支援
- イ 高齢者スキルアップ・就職促進事業の実施

4 障害者等に対する就労支援

障害者雇用が着実に進展する中にあって、引き続き障害者の雇用促進を図るため、事業主の障害者雇用に対する理解を促進するとともに、障害者や難病患者それぞれの障害特性に応じたきめ細やかな就労支援、採用後の職場定着支援に取り組む。

(1) 障害者の雇用促進に係る連携・協力

障害者の雇用の更なる促進を図るため県と労働局が連携・協力し、障害者就職面接会をはじめ障害者の就労支援のための取り組みを実施する。

【連携して実施する取組】

- ア 県と労働局の連名による経済四団体に対する障害者雇用促進要請
- イ 障害者就職面接会の開催

- ウ 障害者雇用に関する情報共有による県と労働局又はハローワークとの連携した効果的・効率的な事業所訪問等の実施
- エ 平成30年4月の法定雇用率見直しを見据えた精神障害者に対する就労支援

(2) 関係機関とも連携したチーム支援の実施

就労移行支援事業所等の就労系障害福祉サービス事業所の利用者のうち総合的な支援が必要な求職者等に対し、ハローワークが中心となり県及びその他の関係機関との連携によるチーム支援を実施し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う。

【連携して実施する取組】

- ア 就労系障害福祉サービス事業所利用者の一般就労への移行支援
- イ ハローワークを中心としたチーム支援等による就労支援
 - 《指標》 ハローワークにおける障害者の就職件数：892件以上
うち福祉施設から一般企業への就職件数：131件

(3) 難病患者への就労支援

ハローワークに難病患者就職サポーターを配置し、難病相談支援センター等との連携を図り、難病患者への専門的な相談支援を実施する。

【県が実施する取組】

- ア 難病患者に対する就労相談支援
- イ 佐賀県難病患者就労支援事業所等登録制度の実施
 - (支援事業所開拓、出前講座の実施)
- ウ 就労継続支援のため各事業所訪問及びケース検討会の開催

【国が実施する取組】

- ア ハローワークにおける担当者制による支援、専門支援機関への誘導、就職後のフォロー等
- イ 難病患者雇入れ事業主への助言・指導、求人開拓等
- ウ 難病相談支援センターへの出張相談

5 生活困窮者等に対する就労支援

生活保護受給者や児童扶養手当受給者及び「生活困窮者自立支援法」の支援対象者となる生活困窮者の就労による自立を促進するため、福祉関係機関と連携し就労支援に積極的に取り組む。

(1) 福祉事務所等と連携したチーム支援等の実施

福祉事務所等とハローワークによる支援チームにおいて、個々の支援対象者の状況に応じた支援プランを策定の上、きめ細かな就労支援を実施する。

【連携して実施する取組】

福祉事務所等とハローワークによるチーム支援

《指 標》 生活保護受給者等の就職件数： 490 件

【県が実施する取組】

ア 生活保護受給者や生活困窮者に対する就労支援

イ 児童扶養手当の現況届提出時に、就労されていない方に自立・就労支援 のための調査を行い、就労のためのプログラム策定等の支援を実施する。

【国が実施する取組】

ア ハローワークが住居から遠方にある支援対象者等に対する福祉事務所等への巡回相談、就職後のフォローアップの実施

イ 児童扶養手当の現況届提出時に地方公共団体にハローワークの臨時相談窓口の設置等を行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施

6 長期療養者等に対する支援

がん、肝疾患により、長期にわたる治療等のために職業生活上の困難を抱えている者に対し、佐賀県及び関係医療機関等と連携した効果的な就職支援を実施する。

(1) 長期療養者等に対する就労支援の推進

がん患者をはじめとする長期療養者等の就労支援を効果的かつ効率的に推進する。

【連携して実施する取組】

ア 佐賀県長期療養者等の就労関係連絡協議会の開催（情報交換や協議の実施）

イ 研修会の開催等による就労支援に向けた相談の質の向上

(2) 長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援

働く世代ががんになっても、働きながら治療を受けられる環境の整備を図るとともに、県やがん診療連携拠点病院における相談支援の充実を図る。

【県が実施する取組】

ア がん相談支援センターにおける相談支援

《指 標》 がん相談支援センターにおける相談件数：5,900 件

イ がん検診受診率向上サポーター企業の登録の推進

《指 標》 がん検診向上サポーター企業登録数：1,000 事業所

ウ がん相談支援センターと統括相談支援センターとの連携による県相談支援体制の充実

【国が実施する取組】

ア 県内のがん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院と連携した、個々のがん患者等の希望や治療状況等を踏まえた職業相談・職業紹介、就職後の職場

定着支援（定期的な巡回相談）

イ がん患者等の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導

《指標》 長期療養者就職支援事業による支援対象者の就職率：45%以上

II 佐賀を支える産業の人材確保・育成

1 学生の県内定着及び人材の還流促進

将来を担う若者の県内企業への就職を促進するため、県内企業の認知度向上や新卒者・既卒者の県内企業への就職支援を強化するとともに、製造業や事務系企業の企業誘致等も積極的に進めながら、正社員を中心とした働く場所の確保を行う。

また、本県経済の活性化を図るため、人材還流促進の取組の一つとして、県外在住者のUJターン就職を推進する。

(1) 新規学卒者等の県内就職の促進（再掲Iの1(1)）

新規学卒者等については我が国及び佐賀県の将来を担う基盤となる人材であることから、学校をはじめとした関係機関とも連携の上、新規学卒者等の県内就職の促進の取組を積極的に実施する。

【連携して実施する取組】

ア 経済四団体に対する新規高卒求人の早期提出要請（再掲）

イ 新規高卒者就職面接会の開催・・必要な場合（再掲）

ウ 企業説明会・面接会等の県内における効果的な開催

（開催時期、地域、内容（対象や規模等）に係る開催計画の調整）（再掲）

エ 校内企業説明会の開催支援（再掲）

【県が実施する取組】

ア 高校生の県内就職促進に向けた産業人材確保緊急支援事業の実施

《指標》 県内高校生の県内就職者数：1,658人（再掲）

イ 産業人材確保プロジェクトの拡充と推進（推進会議の開催、就活支援情報サイト「さが就活ナビ」による県内企業紹介、県内外での企業説明会の開催、インターネットショッピングの推進等）（再掲）

ウ さが就活ナビへのプレ登録や大学連携等による大学等進学後の情報発信強化（再掲）

エ 新規学卒者等に対する県内就職意欲を向上させるための事業（再掲）

【国が実施する取組】

ア 佐賀新卒者等就職応援本部会議の開催（再掲）

イ 未就職卒業生に対する個別支援（再掲）

(2) 県内への人材還流促進

県内企業への就職を希望する県外在住者のU J I ターンを促進し、本県の経済の活性化を図るため、地域の魅力や県内企業の情報発信や人材と企業とのマッチングなどを関係機関と連携して実施する。

【県が実施する取組】

- ア 産業人材確保プロジェクトの拡充と推進（推進会議の開催、就活支援情報サイト「さが就活ナビ」による県内企業紹介、県外での企業説明会の開催、インナーシップの推進等）
- イ 人材紹介会社等を活用して高度人材の確保を行う企業の支援
- ウ 新規学卒者等に対する県内就職意欲を向上させるための事業
- エ 佐賀県のしごと相談室による、知識や技術を持つU J I ターン人材と県内企業とのマッチング支援（就職情報サイト「さがUターンナビ」でのマッチングを含む）
- オ 県外在住学生や社会人等とのネットワーク構築によるU J I ターン情報等の発信
- カ ジョブカフェS A G AによるU J I ターンを希望する県外在住学生と県内企業とのマッチング支援

【国が実施する取組】

県外において県が企業説明会・面接会等を開催する場合の会場貸与、広報資料配架等に関する他県労働局との連携・調整

(3) 企業誘致による雇用創出及び誘致企業の人材確保等

県内企業の育成や企業誘致等により、正社員としての雇用の場を増やすとともに、それら企業に必要な人材を確保する。

【連携して実施する取組】

立地企業の希望等を踏まえた人材確保策として、説明会・面接会等を実施

【県が実施する取組】

- ア 雇用創出のため、佐賀県に強みや素地のある分野、今後の成長が見込める分野、経済波及効果の高い分野等の企業誘致

《指 標》 企業誘致による正社員雇用の創出：600 人

- イ 立地企業周知のため、企業の業務内容や雇用条件の情報を提供

【国が実施する取組】

県が行う立地検討説明に資する求職者動向等のデータ提供

製造業や情報通信業は県内経済を牽引する重要な産業となっているが、工業高校等を卒業した生徒の多くが県外に就職するなど、人材の確保が容易ではないことから、ものづくり・IT産業の将来を担う優れた技能・技術をもった人材の育成に取り組む。

(1) 公共職業訓練（施設内訓練）の実施

ものづくり分野で即戦力となる若年技能者を育成するため、県内産業界のニーズに即したカリキュラム編成による職業訓練を実施する。

【県が実施する取組】

産業技術学院における若年技能者を育成する施設内訓練の実施

「建築技術・設計科（2年）」「機械技術科（2年）」
「自動車工学科（2年）」「電気システム科（2年）」
「木工芸デザイン科（2年）」

【国が実施する取組】

佐賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター佐賀）における、離職者の技能習得のための施設内訓練の実施

「テクニカルオペレーション科（6か月）」「機械加工技術科（6か月）」
「金属加工科（6か月）」「電気設備施工科（6か月）」
「電気設備技術科（6か月）」「住宅リフォーム技術科（6か月）」

(2) 「ものづくり」を再評価する機運の醸成、ものづくり人財の育成

県内企業への就職率向上のため、ものづくりを再評価する機運の醸成、ものづくり人財の育成を図る。

【県が実施する取組】

ア テレビ番組「SAGA ものスゴ」の放映などマスメディアやものづくり体験イベント「SAGA ものスゴフェスタ」などイベント開催によるものづくり現場の魅力発信
イ 小中学生にものづくり企業の職場見学、職場体験などを促進するためのコーディネーターを配置するなど、小中学生がものづくりの素晴らしさを知る機会の創出

(3) IT・クリエイティブ人材の創出

IT・クリエイティブ産業における若者や女性に対する多様で魅力的な就業機会を創出するため、関係機関と連携した取組を行う。

【県が実施する取組】

「やわらかBiz創出事業」により、独創的で成長性ある新たなビジネスの事業化実証を実施

(4) 起業家人材の創出

地域の将来を担う県内高校生のアイデアを引き出す機会を提供・支援することにより、卒業後あるいは将来において、自らが県内で起業を目指す意識の醸成を図る。

【県が実施する取組】

県内高校生によるビジネスプランの作成及び県内企業・起業支援者等による支援

3 職業能力開発の促進

人々が能力を高め、その能力を存分に発揮できる全員参加の社会と人材の最適配置の同時実現や、労働生産性の維持・向上に資する人材の継続的な育成に向け、産業界や地域のニーズを踏まえた公的職業訓練の実施や訓練受講生等の再就職の促進に取り組む。

(1) 地域ニーズを踏まえた計画的な職業訓練機会の確保及び誘導

地域の人材ニーズを的確に把握し、関係機関と連携のうえ、公的職業訓練（公共職業訓練及び求職者支援訓練）による職業能力開発の機会を確保するとともに、訓練を必要とする者を的確に誘導する。

【連携して実施する取組】

ア 佐賀県地域訓練協議会（労使、教育訓練機関、地方自治体等で構成）の開催

- ・ 県における公的職業訓練実施計画策定等に係る協議

イ 関係機関と連携した公的職業訓練の実施

- ・ 公的職業訓練関係業務連絡調整会議の開催等による意見交換
- ・ 県の公的職業訓練の総合的な計画の策定
- ・ 産学官地域コンソーシアム（協働作業体）による訓練コース開発等に係る協議
- ・ 地域のニーズや産業政策を踏まえた訓練コースの設定、実施地域、募集時期、実施時期、定員等の調整

【国が実施する取組】

求職者に対する訓練受講あっせん

- ・ 公的職業訓練の周知・情報提供
- ・ 若者・女性・ひとり親等の訓練受講を必要とする者の的確な訓練への誘導

(2) 公共職業訓練（委託訓練）の実施

佐賀を支える産業の人材確保を図るため、雇用が見込まれる分野や県内企業の人材ニーズに即した職業訓練を実施する。

【県が実施する取組】

産業技術学院における県内産業の人材確保に資する幅広い分野でコースを設定し

た委託訓練の実施

(3) 県内企業のニーズに応じた在職者訓練の実施

県内企業の在職者の一層の技能向上を支援するため、新たな知識や技能を習得する職業訓練を実施する。

【県が実施する取組】

産業技術学院において、製造業従事者を対象とし訓練内容等をあらかじめ設定した「レディメイド訓練」や、業種を問わず企業の個別ニーズに応じ訓練内容等を設定する「オーダーメイド訓練」による在職者訓練の実施

【国が実施する取組】

佐賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター佐賀）において、人材育成ニーズの要望が高い分野の技能・技術向上のための在職者訓練の実施

(4) 求職者支援訓練の実施

主に雇用保険を受給できない方を対象に、就職に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を実施する。

【国が実施する取組】

厚生労働大臣が認定した民間の教育訓練機関による職業訓練を多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」及び特定の職種の職務に必要な実践的能力を習得するための「実践コース」に分けて実施する。

(5) 訓練受講生等に対する支援の実施

訓練実施機関と連携した就職支援を実施し、習得した知識・技能を活かした再就職の促進を図る。

【県が実施する取組】

県立産業技術学院の就職支援

《指標》 県立産業技術学院の施設内訓練における就職率：100%

【国が実施する取組】

訓練受講者に対する就職支援

- ・ 訓練実施機関と連携した就職支援及び訓練修了（予定）者の就職状況等に関する情報の共有
- ・ 担当者制によるきめ細やかな就職支援の実施

《指標》 公的職業訓練の修了3か月後の就職率：70%以上

(6) ジョブ・カードの普及促進

「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直されたジョブ・カードについて、関係機関と連携し、活用・普及に向けた取組を実施する。

【県が実施する取組】

委託訓練における受講者へのキャリア・コンサルティングでのジョブ・カードの活用

【国が実施する取組】

ア 佐賀県地域ジョブ・カード運営本部（労使、教育訓練機関、地方自治体等で構成）の開催

- ・ 関係機関における役割分担、連携体制等の検討を行い、ジョブ・カード制度の「地域推進計画」を策定

イ 訓練受講希望者及び訓練受講中の者に対するジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施

4 医療・介護・保育等分野の人材確保・育成

社会構造の変化や高齢化の進行に伴う施設利用者の増加、ニーズの多様化等による、今後一層のサービス需要が増大することに伴い、それらサービスを担う質の高い人材の安定的な確保が課題となっていることから、当該分野の人材確保に向け、介護労働安定センターをはじめとした関係機関とも連携の上、各種支援を実施する。

(1) 人手不足となっている福祉等分野での雇用管理改善、正社員雇用の拡大に係る経済団体等への要請

福祉等分野において、業界全体で「魅力ある職場づくり」への意識の底上げを図るとともに、高い意欲と能力を持つ労働者が安心して働くことのできる労働環境のため雇用管理改善を推進し、将来を担う若年労働者等を含む人材の確保を図る。

【連携して実施する取組】

佐賀県福祉人材確保推進協議会への連携・協力

【国が実施する取組】

各種の雇用管理制度の有効性やノウハウ等の把握、事業主に対する雇用管理制度の導入支援等を行う雇用管理改善推進事業の実施

(2) 福祉分野の人材確保及び就職支援

福祉の職場に対する理解を深め、就労を促進するため、福祉の仕事、資格、職種等の情報提供を行うとともに、福祉事業所の人事担当者と直接、個別相談を行う機会を設ける。

【連携して実施する取組】

ア 福祉人材合同就職面接会の開催

イ 職業訓練（委託訓練、求職者支援訓練）を通じた福祉人材の育成

【国が実施する取組】

福祉人材コーナー等における担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介

《指 標》 介護・看護・保育分野の就職件数：2,800 件

(3) 介護分野の人材確保及び就職支援

全国的に介護人材不足が深刻化する中、介護人材の確保は喫緊の課題であるため、介護人材の「参入促進」「労働環境・待遇の改善」「資質の向上」に資する取組を実施する。

【連携して実施する取組】

ア 介護労働懇談会（公益財団法人介護労働安定センター主催）への積極的参加

イ 介護職への就職に向けた支援

ウ 介護従事者が安心して働き続けられるような職場づくりの推進

【県が実施する取組】

ア 介護人材の資質向上の推進

イ 介護従事者の待遇改善のための取組

《指 標》 介護人材が不足と感じている事業所の割合：50%

(4) 医療・介護分野を支える看護職員の確保及び就職支援

医療・介護分野を支える看護職員の確保を図るため、看護の魅力を発信する事業や、ナースセンター事業、復職支援事業等の取組を行う。

【連携して実施する取組】

ア ナースセンターによるナースバンク事業の推進

・ ハローワークとの連携による移動相談（県内 6 か所）

イ ナースセンター・ハローワーク連携事業の推進

【県が実施する取組】

ア 看護ふれあいフェスタの実施による学生等に対する看護の魅力等の発信

イ ナースセンター事業の実施、復職支援、離職防止事業等による看護職員確保

・ ナースセンターによる看護職員の求人・求職者のマッチングや相談対応

・ ナースセンターによる復職支援事業や再就業支援研修の実施

・ 新人看護職員研修支援や院内保育所運営費支援等による離職防止

【国が実施する取組】

ア ナースセンターが行う再就業支援研修の周知

イ 看護師等免許保持者の届出制度の周知

(5) 保育分野の人材確保及び潜在保育士の再就職支援

保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育所に関する募集採用状況、求職者のニーズの把握及び保育所と求職者のマッチングを行う。

【県が実施する取組】

- ア 保育士・保育所支援センターによる保育士確保に向けた支援
- イ 再就職支援の貸付

【国が実施する取組】

保育士ミニ面接会等の開催

5 県内企業とグローバル人材のマッチング支援

海外展開を志向する県内企業を支援するため、留学生や海外での勤務経験のある人材、語学に堪能な人材等グローバル人材と県内企業とのマッチングを支援する。

(1) グローバル人材の県内就職の促進

県内企業のグローバル化を図るため、グローバル人材と企業との出会いの場の創設などを行う。

【県が実施する取組】

- ア 佐賀県のしごと相談室による、知識や技術を持つU J I グローバル人材と県内企業とのマッチング支援
- イ 産業人材確保プロジェクトの拡充と推進（产学研官国際交流セミナーの開催）
- ウ 九州グローバル人材活用促進協議会の取組の推進（留学生と企業のマッチングを行うWebサイトの構築等）

III 働き方改革

1 魅力ある職場づくりのための支援

県内企業において、良質な人材を確保するとともに、すべての労働者が健康で将来に希望を持ち、安心して子どもを生み育てられるなど、活き活きと働くことができる労働環境の整備を推進する。

(1) 魅力ある多様な就業の機会の創出

県内の行政機関、使用者団体、労働者団体等の関係機関が連携し、働き方の見直しなど魅力ある多様な就業機会の創出に向けた気運の醸成を高める取組等の検討を行う。

【連携して実施する取組】

「佐賀県魅力ある職場づくり推進会議」への参画、同会議結果に基づく取組

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれる労働環境の実現を目指して、労働時間の短縮や育児・介護休業の取得促進等の啓発活動などを行う。

【連携して実施する取組】

- ア 若者をはじめとする非正規雇用労働者の正社員化、労働時間の短縮、年次有給休暇の取得促進のための情報提供
- イ 仕事と育児や介護との両立支援対策の推進
- ウ 各種助成金の利用促進

【県が実施する取組】

- ア 子育て世代への就労体験の支援として、「働きたいけん（体験）事業」を実施し、ワーク・ライフ・バランスが実現できる多様な働き方を自ら見出し、就労を通じた社会での活躍を促進
- イ 県内企業等に対する労働時間短縮の呼びかけ、働きやすい職場環境づくり（就労体験の実施、「Let's “ゆとり”！キャンペーン」の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業訪問）
 - 《指標》 年次有給休暇の取得率：55.2%
- ウ 企業への専門家派遣による「パパママ “ファイティン” サポート事業」において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の作成や見直し、「くるみん」制度の周知、法定以上の仕事と育児の両立支援制度の導入等に関する助言・提案
 - 《指標》 法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事業所数：50事業所

【国が実施する取組】

- ア くるみん取得促進
- イ 県の「パパママ “ファイティン” サポート事業」における行動計画策定やくるみん取得促進の周知に必要な情報を提供

(3) 多様で柔軟な就業促進

長時間労働のは正など、国の「働き方改革実現会議」における実行計画に基づいた働き方改革を推進するため、法改正等の周知広報など関係機関と連携して行う。

【連携して実施する取組】

- ア 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- イ 賃金引き上げと労働生産性の向上
- ウ 時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働のは正
- エ 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成
- オ テレワーク、副業・兼業など柔軟な働き方

- カ 働き方に中立的な社会保障・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備
- キ 高齢者の就業促進
- ク 病気の治療や子育て・介護と仕事の両立
- ケ 外国人材の受入れの問題

2 女性の活躍推進

平成28年4月1日から「職場における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、県及び労働局において、同法の周知・広報等について連携を図ってきたところである。

平成29年度についても、次のとおり同法の周知・広報の徹底を図るとともに、県内企業における女性活躍推進のための積極的な取組を推進する。

(1) 女性の活躍のための環境づくりの推進

女性の活躍のための環境づくりを推進するため、女性活躍推進法の周知広報や、経営者層を中心とした意識啓発講演会等の啓発活動を行う。

【連携して実施する取組】

- ア 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、認定に向けた取組の推進、各種助成金制度等についての周知
- イ 佐賀労働局と佐賀県とのホームページリンクによる各種支援制度等の情報提供
- ウ 先進事例の把握及びその周知・広報
- エ 各種セミナー等の共催・後援
- オ 「女性の大活躍推進佐賀県会議」における女性の活躍のための環境づくりの推進に向けた方策検討、取組の連携

【県が実施する取組】

「女性の大活躍推進佐賀県会議」等と連携したセミナー等の実施

IV 推進体制その他

県及び労働局は、双方が連携・協力して実施する取組等を効果的に推進するため、必要な体制確保や情報共有等を行う。

1 人事交流及び職員研修

職業紹介をはじめ、地域の雇用対策に携わる県内自治体職員等の資質向上を図るため、県が主催する研修の実施に労働局が協力するほか、県と労働局の間で相互の人事交流を推進する。

2 雇用情勢や地域の雇用対策に必要な情報等の情報提供・共有

地域における雇用対策の企画立案や施策周知に必要な情報等について、要望に応じて、提供可能な範囲内で求人一覧表等のデータ提供・共有を行う。